

Q

現在、年金管理業務は自社で行っているが納付期限の徒過などによる権利失効などが生じないか不安がある。

何か良い管理方法、サービスはないだろうか。

1. 年金管理業務における課題

知的財産管理業務の一つに特許などの権利を維持するために各国特許庁に納付する年金ⁱの管理業務があるが、年金の納付期限を徒過ⁱⁱした場合には権利が失効する可能性がある。そのため、正確かつ安全な年金管理業務が求められる。

年金管理の手法としては、自社管理のほかに外部委託（年金管理会社による管理、特許事務所による管理ⁱⁱⁱなど。以降、年金管理会社と特許事務所を併せて「年金管理サービス会社」という。）という選択肢がある。自社管理の場合は表計算ソフトの利用や、知的財産管理システム（案件管理、期限管理、ワークフロー、包袋管理、年金管理、経費管理、情報共有など様々な機能が搭載されている知的財産管理ツール）を利用して管理することが多い。

年金管理に必須となる特許庁料金は国・地域および年次など様々な条件によって異なるため、管理対象となっている国・地域に関する知的財産関連法の改正情報を常に収集し、それらを理解し、管理業務に反映させることが求められる。また、表計算ソフトを利用して自社で管理する場合は、管理対象案件のデータを個別に入力する必要があると思われるため、業務の負荷増大や人的エラーが生じる可能性がある。

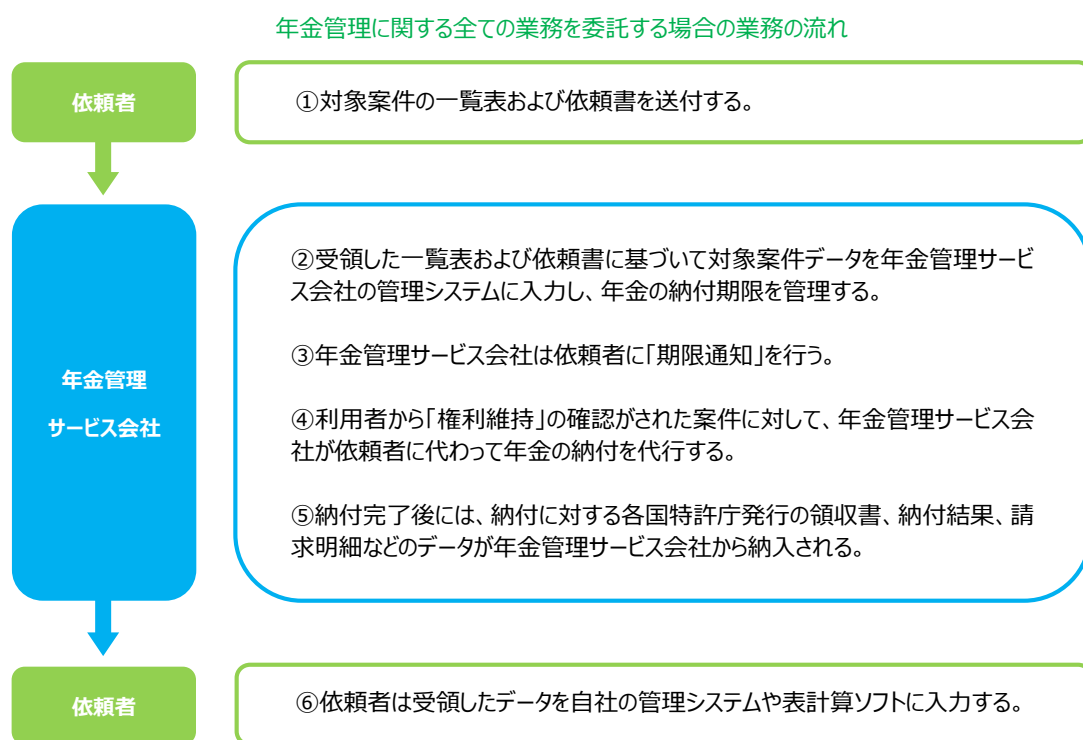
前述の知的財産管理システムには世界各国の知的財産関連法の改正情報に関する制度情報が収録されている場合が多く、管理対象案件のデータを知的財産管理システムに入力すれば、納付期限や納付料金などを知的財産管理システムにて算出することが可能となっている。しかし、知的財産管理システムを利用して年金管理を行う場合であっても、データ入力や入力済みデータのチェックなどの業務の一部は依然、人手で行わなければならない場合もあり、業務負荷も高く、人的エラーが生じる可能性が残る。

このような課題や人的エラーによる権利失効のリスクを軽減する方法として、年金管理サービス会社に年金管理業務を委託する方法がある。

2. 年金管理サービスの概要

年金管理サービス会社が提供している年金管理サービスは主に「期限管理」、「期限通知」、「納付料の算定」、「納付代行」、「納付完了報告」、「管理対象案件データの更新および検証」などで構成されている^{iv}。

管理対象案件数の多少にかかわらず、知的財産管理システムは未導入であり、自社管理では不安を感じる場合などには年金管理に関する全ての業務を年金管理サービス会社に委託するという選択肢もある。また、知的財産管理システムは導入済みであり、自社管理を行いながら、安全性を高めるために年金管理サービス会社に補足的に期限管理だけを委託するという方法も考えられる。状況によって、サービス内容を選択することが可能である。なお、年金管理サービス会社に年金管理に関する全ての業務を委託する場合の業務の流れは、通常、以下になる。



上記⑤で年金管理サービス会社から提供されるデータには上記以外にも「次回支払予定金額」、「次回納付期限日」などのデータが含まれていることが多い。この年金管理サービス会社から提供されるデータは自社の知的財産管理システムや表計算ソフトに入力されているデータとの整合性をチェックすることにも利用できる。

3. 年金管理サービスの活用

自社管理の場合は対象案件のデータを個別に入力し、入力済みデータをチェックした後に納付期限や納付料の算出などを自社で行わなければならないが、年金管理サービス会社のサービスを活用すれば、年金管理サービス会社が納付などの業務を代行してくれるだけでなく、依頼者から受領した管理対象案件のデータ漏れ、日付や番号などのデータチェックも実施してくれる。依頼者が提供したデータと年金管理サービス会社や各国特許庁データに不一致があった場合は依頼者に報告されると共に必要に応じてデータの補正が行われる^v。これら年金管理サービス会社が保有しているデータのうち、特に納付期限日のデータは世界各国の知的財産関連法の改正情報をリアルタイムに反映し、補正がなされているため、データの精度は高いと評価されている。

データチェックが完了すると年金管理サービス会社が所有する管理システムを利用して、納付期限、納付料金などを算出し、依頼者と事前に取り決めたルールに則り、期限通知をしてくれる。依頼者は年金管理サービス会社に対して回答期限までに「権利維持」または「権利放棄」を指示すれば年金管理サービス会社が依頼者に代わって年金の納付手続きまたは放棄手続きを行ってくれる。なお、多くの年金管理サービス会社は回答期限までに依頼者から「権利維持」または「権利放棄」の指示が無い場合には、権利は維持するものとみなして自動的に納付する「自動更新サービス」^{vi}を提供している。自社の担当者が不在の場合や人的エラーによって回答期限を徒過した場合でも、年金管理サービス会社が自動的に支払いを代行してくれる安全性を考慮したサービスである。

外国案件など複数国の年金を管理しなければならない場合であっても、納付料を各国の通貨で支払う必要が無く、円換算された費用を年金管理サービス会社に日本円で支払えば良いため、よりスムーズな年金管理業務を行うことが可能となる。

年金管理サービス利用のメリット

依頼時に管理対象案件データを年金管理サービス会社にチェックしてもらうことができる

専門業者が保有するデータによる期限管理のためより確実な納付手続きが期待できる

外国案件など複数国案件を委託する場合でも円換算された費用を日本円で支払えば良い

なお、年金管理サービス会社によっては管理を委託した案件がどのような状況になっているのかリアルタイムに確認できるサービスを提供しているところもある。自社保有の知的財産管理システムまたはツール以外でも最新の管理状態を確認することができる。^{vii}

このように、多くのメリットを有するサービスであるが、当然のことながら年金管理サービスを利用するためには年金管理会社の特許庁料金に加え、サービス利用料金を支払う必要がある。多くの場合、1件あたりのサービス利用料金が設定されており、管理対象案件数が多くなれば、総額もそれに比例して増大することが予測される。利用目的や対象案件数などを考慮し、年金管理サービスの利用を検討することが求められる。

Point

年金管理に関する全ての業務を委託したり、期限管理業務だけを委託したり、自社が抱える課題や状況に合わせて最適なサービスを選択することが可能となっている。

年金管理サービス会社による管理対象案件のデータチェックや専門業者が保有するデータ精度の高いデータによる期限管理のためより確実な納付手続きが期待できる。

外国案件など複数国案件を委託する場合でも、円換算された費用を日本円で支払えば良いので管理業務をスムーズに行うことができる。

ⁱ 本稿では「年金」と呼称するが、特許権を維持するために設定登録料以降に支払う特許料（登録料）のことを意味する。日本国特許庁に対する特許料・登録料（2016年4月1日時点）は以下にて確認することができる。

<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm#tokyoryou>

ii 期限内に年金を納付することができないときは、その期間の経過後 6 月以内に年金を追納することができる。その場合、納付すべき年金のほか、その年金と同額の料金を納付しなければならない。さらに、追納期間内に正当な理由があって納付することができず権利が消滅した場合の救済措置もある。救済処置に関しては、以下「期間徒過後の手続きに関する救済規定について」にて確認することができる。

https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/kyusai_method.htm

iii 全ての特許事務所が年金管理サービスを提供しているわけではないため、対応の可否に関しては各特許事務所に確認されたい。

iv 提供される年金管理サービスの内容は年金サービス提供会社によって異なるため、サービス詳細に関しては、各年金サービス提供会社に確認されたい。

v 新規依頼時に年金サービス提供会社で実施されるデータチェックの内容は年金サービス提供会社によって異なるため、サービス詳細に関しては、各年金サービス提供会社に確認されたい。

vi 日本国特許庁においても特許料・登録料（以下「特許料等」という。）の納付時期の徒過による権利失効の防止を目的に平成 21 年 1 月 1 日から、自動納付制度を導入している。本制度の対象は設定登録後の特許料等の納付（特許料、実用新案登録料、意匠登録料）となっている。詳細に関しては、以下「特許料又は登録料の自動納付制度について」にて確認することができる。

<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/jidounoufuseido.htm>

vii 多くの場合、クラウド上の専用サーバにアクセスすることで利用者が委託した案件がどのような状況にあるのかを確認することができる。利用者ごとに ID、パスワードが発給されるため、利用者に関連する案件のみ閲覧可能となっている。提供される年金管理サービスの内容は年金サービス提供会社によって異なるため、サービス詳細に関しては、各年金サービス提供会社に確認されたい。